

独信基304令和2年度第49号
令和2年6月30日

林業・木材産業関係団体 各位

独立行政法人 農林漁業信用基金
理事長 今井 敏
(公印省略)

「将来性を評価した林業信用保証の試行についての取扱要領」の
制定について

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
当基金の林業信用保証業務につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く
御礼申し上げます。

この度、「将来性を評価した林業信用保証の試行についての取扱要領」を別紙
のとおり制定しましたので、お知らせいたします。
なお、本要領は、当基金のホームページ(<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>)
に掲載しております。

敬白

将来性を評価した林業信用保証の試行についての取扱要領

令和2年6月4日独信基304令和2年度第49号

1 目的

本要領は、従来の林業信用保証の保証引受審査では、創業初期のため決算書がないことが理由で引受けができない者が発生していたことから、従来とは異なる視点に立ち、非財務情報等を基に将来性を評価した債務保証を試行的に行う方法について定めるものである。

2 進め方

令和2年度から試行を実施し、試行を通じて課題点、問題点及び改善点等を検証し、令和4年度までに本格導入する。

3 保証の対象者

林業信用保証業務細則第3条に規定している者であって、創業初期で決算書がない（決算書があっても1～2期分しか揃わない者を含む。）が、将来性評価シートを提出できるものとする。

4 審査

将来性を評価した債務保証の引受審査は、基金所定により行うものとする。

附則

この取扱要領は、令和2年6月4日から施行する。

お知らせ

創業初期の方を対象とした「将来性評価」の試行開始について

1. 目的

信用基金では、林業・木材産業等を新たに創業される事業者の方や創業後間もない事業者の方が、決算書が揃わないため、事業に必要な資金の調達に苦労されていたことを鑑み、今後の事業展開に伴う事業の将来性を評価する保証審査を開始することとしました。

2. 保証審査の対象者

この保証審査の対象となる方は次のとおりです。

- 新たに林業・木材産業等の事業を開始しようとする方
- 事業開始後間もない方（決算書が3期揃わない方）

3. 提出書類

上記対象者からの保証申込に当たっては、「将来性評価シート」（様式保将第1号）の提出が追加で必要となります。

（※）保証審査に当たっては、「将来性評価シート」のほか、従来と同様に事業計画書、一般的な申込書類も必要です。

4. 保証審査開始

令和2年7月20日以降に、信用基金が受付した保証申込

ご不明な点などございましたら、当信用基金までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ窓口

連絡先	独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課 担当：櫻井・楠田・小川
TEL	03-3294-5585、5586
FAX	03-3294-5595

将来性評価シート

1. 運営の確実性

項目	記入欄
①創業後の事業の見通し	(現状の事業の状況を踏まえて1年後、2年後の事業見通しをどのように描いていらっしゃるかを具体的にご記入下さい。)
②事業の確実性にとってマイナスとなりうる事項	(車・住宅ローン残高、連帯保証人としての債務残高、過去の事業の負債残高、ギャンブル性の負債額などがあれば具体的にご記入下さい。)
③事業に必要な資金の準備状況	(創業に必要な設備資金や運転資金の必要額と調達見込みの立った金額について具体的にご記入下さい。)
④創業に必要な土地、建物、施設、設備等の準備状況	(必要な土地、設備等の内容と準備できた土地・設備等について内容を具体的にご記入下さい。また、準備未了の場合は予定等についてご記入下さい。)
⑤創業に必要な働き手の確保状況	(必要人数、確保できた常雇・臨時別の人数等についてご記入下さい。また、準備未了の場合は予定等についてご記入下さい。)

2. 支援体制

項目	記入欄
①創業の資金面や流通(仕入・販売)に係る協力者の存在や関係性	(融資機関、税理士、仕入・販売先における支援者・協力者について具体的にご記入下さい。)
②創業に係る技術や経営面での助言者の存在や関係性	(生産技術のアドバイサー・社労士、中小企業診断士などの支援者・協力者について具体的にご記入下さい。)
③行政からの支援の活用状況	(地域おこしや起業を支援するための補助金、推進資金、改善資金等制度資金などの公的支援策の活用状況について具体的にご記入下さい。)
④業界団体への加入状況	(都道府県の素材生産業協同組合連合会、木材組合連合会、市場連盟等への加入状況について具体的にご記入下さい。)

3. 将来ビジョン

項目	記入欄
①創業に係る アイデア・工夫	(同業他社の方に比べて安定仕入、高品質、低価格、短納期などの面で優れていると考えているアイデアや工夫についてご記入下さい。)
②創業後の事業構想	(どのような商品やサービスを提供することで事業拡大していくのかについて具体的にご記入下さい。)
③目標とする事業体	(自身の構想を実現するために、お手本とする事業体名とその理由についてご記入下さい。)

4. 経営理念

項目	記入欄
①創業に対する熱意	(いろいろな困難や将来の不安を克服してまで創業しようと思った原動力についてご記入下さい。)
②創業の意欲	(創業することにより、何を達成しようとお思いなのかを具体的にご記入下さい。)
③企業経営に当たっての経営者としての思い	(創業して、収益や従業員のために何を積極的に行い、何を絶対しないと考えておられるかを具体的にご記入下さい。)
④地域や社会への貢献	(地域の若者の雇用、地元資源活用、SDGsへの貢献などの地域や社会との結びつきについて具体的にご記入下さい。)

5. 技術

項目	記入欄
①創業するにあたり、これまで熱心に取組んできたこと	(創業に役立つ研究会、同好会、セミナーへの参加、体験等についてご記入下さい。)
②創業に至るまでの職歴	(職歴の内容とその経験年数、創業に役立つなど特筆すべき事項等についてご記入下さい。)
③創業する事業の知識や技術(資格等)の内容	(創業に関する講演、研修、講習等、知識・技術取得(取得予定)の講習や特殊車両等の免許等について具体的にご記入下さい。)
④創業に必要となる許認可等の取得状況	(創業に必要となる許認可(労安法の関連は次の⑤に記入)、全省庁統一の入札参加資格、法人登記等がある場合は取得状況についてご記入下さい。)
⑤安全対策	(上記以外の労働安全衛生法による技能講習や特別教育等の取得(予定)、取得対象人数等について具体的にご記入下さい。)

6. その他アピールポイント

項目	記入欄
その他アピールポイント	(1から5に該当しない事項についてのアピールポイント、例えば、受賞の実績、現地従業員の雇用、女性の積極的登用などについて具体的にご記入下さい。)

林業信用保証における「将来性評価」の試行開始について

(独) 農林漁業信用基金では、新たに林業・木材産業を始める創業初期の方を対象に、「将来性評価」の試行を開始します。

当信用基金による債務保証を申し込む際に、通常提出いただく決算書に代えて、将来ビジョンや経営理念などを記載した将来性評価シートを提出いただき、これに基づき審査を行う評価方式を令和2年度から試行します。

○ご利用対象者

新たに林業・木材産業等の事業を開始しようとする方

又は

事業開始後間もない方（決算書が3期揃わない方）

○事業の将来性を評価する「将来性評価シート」を作成いただきます。

評価項目	内 容
運営の確実性	<ul style="list-style-type: none">・創業後、どのような事業見通しですか？・しっかりした返済計画はありますか？・創業に必要な設備等の準備は進んでいますか？ 等
支援体制	<ul style="list-style-type: none">・事業や経営面でのアドバイザーはいますか？ 等
将来ビジョン	<ul style="list-style-type: none">・どのような商品やサービス提供を行いますか？・事業の強みはどのようなものですか？ 等
経営理念	<ul style="list-style-type: none">・創業することにより、何を達成しようとお考えですか？・どのような企業経営を考えていますか？ 等
技術	<ul style="list-style-type: none">・創業に当たって、どのようなことに取り組んできましたか？・業界の業務知識はありますか？ 等

※保証審査には、将来性評価シートのほか、事業計画書、一般的な申込書類が必要です。

※詳しくは、当信用基金へお問い合わせください。

(独) 農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課

TEL : 03-3294-5585, 5586 FAX : 03-3294-5595